

令和7年第15回教育委員会定例会
(8月5日開会)

台東区教育委員会

○日 時 令和7年8月5日(火) 午後2時00分から午後2時42分

○場 所 台東区役所 6階 教育委員会室

○出席者

教育長職務代理者	浦井 祥子
委員	神田しげみ
委員	川崎 修一

○出席者

事務局次長	佐々木洋人
庶務課長	山田 安宏
教育施設担当課長	中島 伸也
学務課長	仲田賢太郎
児童保育課長	村松 有希
放課後対策担当課長	別府 芳隆
指導課長	宮脇 隆
教育改革担当課長 兼教育支援館長	増嶋 広曜
生涯学習推進担当部長	吉本 由紀
生涯学習課長	吉江 司
スポーツ振興課長	榎本 賢
中央図書館長	穴澤 清美

○日 程

日程第1 教育長報告

1 協議事項

(1) 学務課

ア 令和8年度新入学台東区立中学校選択制度における入学可能者数の設定等について

(2) 児童保育課

イ 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)について

(3) 放課後対策担当

ウ 社会福祉法人台東区社会福祉事業団が実施する事業に対する後援について

エ 放課後対策事業運営事業者の選定結果について

2 報告事項

(1) 庶務課

ア 令和7年9月の行事予定について

(2) 児童保育課

イ 令和8年4月保育所等の利用申請及び保育所入所基準の一部改訂について

(3) 教育改革担当

ウ 学びのキャンパス台東アクションプラン・台東区学校教育情報化推進計画の達成状況について

3 その他

午後2時00分 開会

○浦井教育長職務代理者 ただいまから、令和7年第15回台東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、川崎委員にお願いいたします。

本日、佐藤教育長及び垣内委員は所用により欠席でございます。

なお、教育長及び在任委員の過半数の出席を得ておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、本日の会議は有効に成立しております。

ここで、傍聴について申し上げます。本日、会議の傍聴を希望する方については許可することとしておりますので、ご了承ください。

それではまず、審議順序の変更について私から申し上げます。本日の議題には、東京都台東区教育委員会会議規則第15条第1項に該当する案件が含まれております。つきましては、順序を変更して、日程第1、教育長報告の協議事項、学務課のア、放課後対策担当のウ、教育長報告の報告事項、庶務課のアから聴取し、その他の案件については、傍聴人退出後に非公開で聴取いたしたいと思っております。なお、非公開会議の会議録については、本来公開するものではございませんが、本定例会で非公開とした案件については、区議会報告後に公開することといたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○浦井教育長職務代理者 ご異議ございませんので、そのように決定いたしました。

〈日程第1 教育長報告〉

1 協議事項

(1) 学務課 ア

○浦井教育長職務代理者 それでは、日程第1、教育長報告の協議事項を議題といたします。

初めに、学務課のアについて、学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 それでは、協議事項のアについて、資料1でご説明をいたします。

本件は令和7年6月12日付けで都の教育長から令和8年度入学より段階的に35人学級を中学校において導入すると通知をされたことを受けまして、令和8年度の中学校選択制における各校の入学可能者数及び学級数等についてお諮りするものでございます。

項番の1をご覧ください。令和8年度新入学における各校の入学可能者数は以下の表のとおりと考えております。なお、東京都による35人学級の段階的实施に伴いまして、入学可能人数が減少となります。その対応としまして、通学区域内の入学予定者数が128名を超えることが見込まれる場合、受け入れ可能数を5学級以上で設定いたします。また、表の下部にある※でございますが、1学級32名としているのは、転入の予備枠を1学校につき3人設けまして年度途中の転入による2年生または3年生になるときに学級数が増えてしま

うことを防ぐために設定をしているものでございます。

表の一番下の全校の計をご覧くださいますと、学級数は今年より2学級増の30学級で募集をいたしますが、入学可能者数は76人減少の960名となります。

次に項番の2、抽選についてでございます。(1)と(2)は従来 of 運用と同様でございます。希望者が入学可能者数を上回ると予測される場合には抽選を実施いたしますが、通学区域の希望者については全員受け入れるという方針でございます。本年度も10月選択表を送付いたしまして、11月中旬に最終選択状況を公表、抽選の実施の有無につきましては本委員会に改めてお諮りいたします。また(3)でございますが、令和8年度入学より補欠の登録をする際に、希望者に2次選択を認めます。2次選択校を決定する際の優先順位につきましては、当初選択の抽選時に合わせて抽選を行う予定でございます。

最後に資料の一番下の表でございますが、今年度の4月入学の選択状況や入学者数などを示しております。

説明は以上でございます。よろしくご協議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○浦井教育長職務代理者 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○川崎委員 4学級から5学級へ増える想定をしている学校が2校あると思うのですが、施設的にはキャパシティは大丈夫なんですか。

○学務課長 事前に各校と調整を行いまして、大丈夫であるというようなことで確認をしてございます。

○川崎委員 ありがとうございます。

○浦井教育長職務代理者 他にご質問ありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○浦井教育長職務代理者 それでは、学務課のアについては、協議どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○浦井教育長職務代理者 ご異議ございませんでしたので、協議どおり決定いたしました。

(3) 放課後対策担当 ウ

○浦井教育長職務代理者 次に、放課後対策担当のウについて、放課後対策担当課長、説明をお願いします。

○放課後対策担当課長 それでは協議事項のウ、社会福祉法人台東区社会福祉事業団が実施する事業に対する後援についてご説明をいたします。資料3をご覧ください。

事業名称でございます。令和7年度 児童館作品展でございます。実施年月日は令和7年10月25日の土曜日、26日日曜日の2日間です。会場は竜泉福祉センターいきいきテラスでございます。

次に本事業の目的です。本事業は、区内の全8館の児童館において、子供たちが制作した作品を展示することで来場者に児童館で行われている造形活動を知ってもらうこと、物作りの楽しさや喜びを知るきっかけや、自分が制作した作品を見てもらうことで自信につながるができる機会を提供すること、子供たちならではの自由な発想を大切に互いの作品を褒めたり、認めたりする機会となることを目的としております。

次に事業内容でございます。本事業は、子供たちが制作した作品を展示し、多くの方に鑑賞してもらえる機会を設けるとともに、今後も子供たちがより造形活動に意欲的に取り組むきっかけとなれるよう、子供たちが自由に制作した作品を展示する作品展示部門、それと遊べる作品をテーマに子供たちが制作した作品を審査するコンテスト部門、この二つを実施いたします。また、事業実施にあたっては子供たちが作成したポスターを事前周知に活用するなどして、子供たちの参画を取り入れてまいります。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます

○浦井教育長職務代理者 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。
よろしいでしょうか。

(なし)

○浦井教育長職務代理者 それでは、放課後対策担当のウについては協議どおり決定したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(意義なし)

○浦井教育長職務代理者 ご異議ございませんでしたので協議どおり決定いたしました。

2 報告事項

(1) 庶務課 ア

○浦井教育長職務代理者 次に、教育長報告の報告事項を議題といたします。

庶務課アについて、庶務課長、報告をお願いします。

○庶務課長 それでは、令和7年9月の教育委員会の行事予定についてご説明いたします。資料は5でございます。

まず教育委員会の定例会は2日と24日ともに午後2時の開会でございます。9月7日日曜日には、台東区ジュニアオーケストラ45周年記念お祝い会、14日には、台東区上野の森ジュニア合唱団創立35周年記念祝賀会がそれぞれ予定されております。また、9日火曜日には第79回となります台東区中学校連合陸上競技大会が、今年度は江東区の夢の島競技場で行われる予定となっております。

その他のご案内ですが、記載のとおり2点でございます。ご確認いただければと思います。簡単ですが説明は以上でございます。

○浦井教育長職務代理者 それでは庶務課のアについては報告どおり了承願います。

3 その他

○浦井教育長職務代理者 その他、何かございますか。
よろしいでしょうか。

(なし)

○浦井教育長職務代理者 それでは、会議の冒頭に申し上げましたとおり、これより会議は非公開といたします。

非公開の会議録署名委員につきましては、定例会に引き続き川崎委員にお願いいたします。

1 協議事項

(1) 児童保育課 イ

○浦井教育長職務代理者 それでは、日程第1、教育長報告の協議事項を議題といたします。

初めに、児童保育課のイについて、児童保育課長説明をお願いします。

○児童保育課長 それでは協議事項の2、乳児当通園支援事業（こども誰でも通園制度）についてご説明をいたします。資料2をご覧ください。

初めに項番1、制度の概要です。全ての子供の育ちを応援し、子供の良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対する支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度」が創設をされました。

本制度は、今年度「乳児等通園支援事業」として認可事業化され、来年度からは「乳児等のための支援給付」として給付制度化し、全自治体において実施となります。

項番2、区における実施概要です。(1) 事業開始時期は令和8年4月。

(2) 対象児童は、保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満までの児童となります。

(3) 利用可能時間は今後国が内閣府令で定める時間ではありますが、現時点では今年度の利用上限である月10時間を予定しております。

(4) 実施施設は、区内の民間の保育所、認定こども園、地域型保育事業のうち、実施を希望する施設といたします。

(5) 実施方式については、国の制度上は専用定員を設け専用室等により受け入れを行う一般型と保育所等の空き定員を活用し受け入れを余裕活用型という二つがありますが、このうち本区においては余裕活用型による実施を予定しております。

(6) 利用方式については、利用する曜日や時間帯を固定し、定期的に利用する方式、もしくはそれらを固定せずに柔軟に利用する方式、または両方の組み合わせ、それを各施設において選択するといたします。

続いて項番3、実施に向けた対応です。国基準に基づく認可基準条例を整備した上で、

区内の民間の保育所、認定こども園、地域型保育事業に対し実施を募集し、希望する施設の認可手続きを進めてまいります。

最後に項番4、今後の予定です。政策会議による審議の後、9月2日の教育委員会定例会にて条例案について意見聴取を予定しております。その後、第3回区議会定例会、子育て・若者支援特別委員会に報告の上、9月下旬に事業所の募集を開始し、条例施行後、希望事業所の認可申請を開始いたします。認可申請の審査や事業所の実施準備を進めた後、来年3月に認可を行い、利用予約の受付を開始した上で、4月から事業を実施してまいります。

ご説明は以上です。よろしく申し上げます。

○浦井教育長職務代理者 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○神田委員 この取組みですけれども、余裕活用型と定期利用、もしくは柔軟利用の組み合わせということですが、どの程度の割合で実施されていくのか、分かる範囲で教えてください。

○児童保育課長 余裕活用型というのが保育園の中で定員に空きがある場合ということなので、4月の初めにはまず空きが割と多い状態で、年度の途中でどんどん入園をされていくので、後ろにいくにつれ枠が少なくなってくるのかなという状況がございます。

あと定期利用と柔軟利用というのが、利用される方が毎週何曜日に行きたいですというのが定期利用と、柔軟利用はご自身でご都合に合わせて使っていただくというところがありまして、こちらがほかの事業であると国のニーズ調査というのに基づき区でのそのニーズの把握をしているんですが、ちょっとこの事業に関してはまだそのニーズの把握ができていないところがあるので、具体的にどのぐらいというのは今ちょっと見込めていない状況でございます。

○神田委員 ありがとうございます。

まだ分からない状況であるということですが、今のお話だと最初は定期的なものを受け入れ、場所や実態にもよると思うのですが、変更になっていく可能性もあるということですね。だんだん枠が少なくなったらこの活用方法も変わっていくのでしょうか。

○児童保育課長 基本、施設が定員空きがなくなったのでできませんというのはもう想定される部分にはなりました、ニーズもどのぐらいあるか分からないと先ほど申し上げたところで、事業が始まってからそのあたりのニーズと提供できる数がどのぐらいずれがあるか、そういったところも引き続き検討していかなければいけないというふうに考えております。

○神田委員 ありがとうございます。

○浦井教育長職務代理者 ほか、よろしいでしょうか。

(なし)

○浦井教育長職務代理者 それでは、児童保育課のイについては協議どおり決定いたしましたと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○浦井教育長職務代理者 ご異議ございませんでしたので、協議どおり決定いたしました。

(3) 放課後対策担当 エ

○浦井教育長職務代理者 次に、放課後対策担当のエについて、放課後対策担当課長、説明をお願いします。

○放課後対策担当課長 それでは協議事項のエ、放課後対策事業運営事業者の選定結果についてご説明いたします。資料4をご覧ください。

本件は、令和8年4月からの放課後対策事業運営事業者の選定結果についてお諮りをするものでございます。

まず項番1、選定経過でございます。(1) 公募期間及び(2)の審査期間につきましては資料記載のとおりでございます。

(3)の選定方法です。第1次審査では書類審査を行い、1事業につき3者を選定し、第2次審査ではプレゼンテーションとヒアリング審査を行い、優先交渉権者を選定しております。なお、得点率が7割を超える事業者の中から最高点を獲得した事業者を優先交渉権者としております。

(4)の選定委員につきましては、資料記載のとおりでございます。

恐れ入ります。2ページをご覧ください。項番2、運営事業者の選定結果でございます。まず今回選定いたしました(1)から(3)の3事業につきましてはいずれも現在の運営事業者が選定されており、事業者の変更はございません。

それではまず(1)の北上野こどもクラブです。令和8年度についても、事業者継続となります。本事業への応募事業者は6社で、優先交渉権者は得点率86.0%を獲得しました株式会社セリオを選定しております。

次に(2)上野小学校放課後子供教室です。こちらも令和8年度についても事業者継続となります。応募事業者は3者で、優先交渉権者は得点率88.7%を獲得しました株式会社セリオを選定しております。

恐れ入ります、3ページをご覧ください。

(3)谷中小学校放課後子供教室の選定でございます。こちらも令和8年度についても事業者継続となります。応募事業者は5者で、優先交渉権者は得点率83.38%を獲得しました。特定非営利活動法人放課後NP0アフタースクールを選定しております。

項番3、今後の予定でございます。

8月今月の政策会議の後、第3回区議会定例会の子育て・若者支援特別委員会に報告後、来年4月より事業運営を開始してまいります。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○浦井教育長職務代理者 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

すみません、私のほうから一つよろしいですか。

(3) の谷中小学校放課後子供教室のほうで、これいづれも三者とも事業者継続であるというのは大変喜ばしいことだと思うんですけども。こちらの事業運営実績のほうがほかの2者と比べると、何をもちいて低いと言うか難しいところですけども、ポイント的に低いところがあると思うんですが、この運営実績というのはどのような出し方で出しているのか、念のため確認をさせていただきたいです。

もしお分かりになればよろしくお願ひいたします。

○放課後対策担当課長 ご質問の(3)谷中小学校放課後子供教室の事業運営実績、こちらがアフタースクールが18点と他と比べて少ないという。こちらなんですが、各委員持ち点5点で、これは台東区内の運営実績とそれから区外の日本国内での実績とを合わせて5点満点で、満点が6人の委員さんで30点という形です。ここは、ですので一応普通というところで3点が真ん中の、5点満点のうちの真ん中のございます。この3点で掛ける6の18ということですので、他の事業者と全国展開の事業者と実績のところが違うところはございますけれども、通常の3点ということで、他と比べて低いところがあるかもしれませんが実績としては通常、普通ということの判定で18点を入れさせていただいております。

○浦井教育長職務代理者 ありがとうございます。大変よく分かりました、安心いたしました。

それではほかによろしいでしょうか。

(なし)

○浦井教育長職務代理者 それでは、放課後対策担当のエについては、協議どおり決定いたしましたと思います。これにご異議ございせんか。

(異議なし)

○浦井教育長職務代理者 ご異議ございせんでしたので、協議どおり決定いたしました。

2 報告事項

(1) 児童保育課 イ

○浦井教育長職務代理者 次に教育長報告の報告事項を議題といたします。

初めに、児童保育課のイについて、児童保育課長、報告をお願いいたします。

○児童保育課長 それでは、令和8年4月保育所等の利用申請及び保育所入所基準の一部改定についてご説明をいたします。恐れ入ります資料6をご覧ください。

初めに項番1、申請期間の(1)一次調整です。受付期間は本年10月2日から11月28日まで。ただし郵送及び令和5年度から開始しておりますぴったりサービスによるオンライン申請は11月14日を締切といたします。窓口予約期間、休日受付、希望園の変更・追加の締切は資料に記載のとおりで、結果通知につきましては令和8年2月3日の発送を予定しております。

続きまして(2)二次調整です。受付期間は12月1日から令和8年2月18日までです。希望園の変更・追加の締切は資料記載のとおりで、結果連絡につきましては令和8年2月下旬を

予定しております。

続きまして、(3) 出生前の申請です。一次調整及び二次調整ともに出生前の利用申請を受け付けます。令和8年2月3日までに出生した場合は4月入園、それ以降に出生した場合は5月入園の利用調整対象となります。受付場所は、(4)に記載のとおりでございます。

項番2、対象施設です。令和8年4月利用申請の対象施設は、表に記載の69施設です。小規模保育所の蔵前らる小規模保育園が今年度末をもって閉園予定のため、昨年度と比較して1施設の減となる予定です。また区立三筋保育園につきましては、表の下に記載のとおり令和10年度中から2か年程度、台東小島ビルへ仮移転を行う予定でございます。

続きまして項番3、保育所入所基準の一部改定です。保護者・児童の状況をより適正に判定するため、保育所入所基準の一部を改定いたします。

(1) 改定内容です。①として、保護者が一定以上の等級の障害者手帳をお持ちの場合の加点を新設し、保護者のいずれもが該当する場合にはプラス4、いずれかが該当する場合にはプラス2の加点を行います。②として、申請児童本人が保育審査会において医療的ケア児保育を受けることが可能であると判断された場合、プラス15の加点を新設いたします。

(2) 適用時期です。本改訂につきましては、令和7年12月利用開始分の審査から適用をいたします。

ご説明は以上です。よろしく願いいたします。

○浦井教育長職務代理者 ただいまの報告につきまして、何かご質問ございませんか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○浦井教育長職務代理者 それでは、児童保育課のイについては報告どおり了承願います。

2 協議事項

(2) 教育改革担当 ウ

○浦井教育長職務代理者 次に、教育改革担当のウについて、教育改革担当課長、報告をお願いします。

○教育改革担当課長 それでは、学びのキャンパス台東アクションプラン並びに台東区学校教育情報化推進計画の達成状況につきましてご報告いたします。資料7をご覧ください。

本件は令和5年3月に策定いたしました学びのキャンパス台東アクションプラン、令和5年度から令和7年度につきましてその計画に掲載している事業の3年間の進捗状況を報告するものでございます。

項番1、評価の基準でございます。各事業評価につきましては、資料に記載のとおり、目標値と比較して同数以上または目標項目を全て実施した場合、実現した場合は達成。目標項目が複数ある場合で半数以上達成している場合は半数以上達成。目標値と比較して同数未満または複数の目標項目のうち半数未満の達成だった場合につきましては未達成とし

ております。

項番2の(1)計画事業の達成状況でございます。こちらは令和7年度末までの見込みも含めまして集計をしております。

表の下から2行目の合計の欄をご覧ください。現行の計画では再掲の事業も含めまして257事業を掲載しております。そのうち達成が219事業、半数以上達成が8事業、未達成が30事業でございます。達成と半数以上達成を合わせた達成率は全体の88.3%でございます。なお、各事業の達成状況につきましては別紙にてまとめておりますので、こちらは後ほどご覧ください。

恐れ入りますが2ページをご覧ください。(2)主な未達成事業についてでございます。未達成と評価しました30事業のうち、今年度も未達成と想定される事業を中心に、アクションプランの掲載順にお示しをいたしました。各事業の未達成理由につきましては、表の中ほどの欄のとおりとなります。

番号の1及び5につきましては、学校の働き方改革に合わせた研修内容や回数の精選、番号2の事業につきましては、ICT支援員の配置による学校の教育情報化の推進による影響、番号3および4につきましては、社会状況や外発的な理由が影響したものと評価をしております。

次に項番3、台東区学校教育情報化推進計画についてでございます。こちらにつきましても、今年度は計画の最終年に当たりますため、計画事業の達成状況の報告となります。別紙2と併せてご覧ください。

本計画につきましては、新型コロナの影響から児童生徒への1人1台端末の配備が前倒しされましたGIGAスクール構想の第1期にあたります令和4年3月に4ヶ年計画として作成し、表に示しました七つの基本方針に対しましてそれぞれ推進目標を設定して取り組んでまいりました。結果の報告としましては、全ての方針についてその推進目標を達成しているところでございます。しかしながらこの間、文部科学省より教育DXに係る当面のKPI、クラウドサービスや生成AIの活用などの数値目標も示されているところで、これまで以上に教育の情報化を推進していくことが求められているところです。また教育DXチェックリスト、こちらの回答状況におきましても、学校間や校種間の差が大きいといった課題が見られ、取組が十分でない学校に対しましても引き続き情報化を図っていく必要がございます。

事務局といたしましては、これらの課題に対応すべく、現在進めております新しい時代の学校作り、TAITOフューチャースクール事業を始め、現在の取組を整理しまして次期計画の改善や充実に努めてまいりたいと考えております。

長くなりましたが、報告は以上でございます。

○浦井教育長職務代理者 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

○神田委員 この達成率88.3%というのは昨年と比べてどのように変化しているのか、教えてください。

○教育改革担当課長 最終年はすぐに出ないですけれども、前回の改定年の最終年は53%

の達成状況ということで、こちらはコロナ禍だったのでその事業の未達成が多かったため、そのような達成となっております。昨年度の達成状況につきましては、ちょっとすみません、今手元に数字がないのでございますが、暫時達成状況は上がってきているというような評価をしております。

○神田委員 ありがとうございます。

未達成の部分をもとめていただいていますけれども、例えば2番のICT支援員の派遣回数が増えたので、この事業での派遣依頼がなかったなど、未達成でも内容的には問題ないかなとは思いますが。

4番の学校安全ボランティアですね、これ希望者が少ないということでこれ何年も前からずっと言われているのですが、現状として、希望者を多くするというのもなかなか難しいかもしれませんが、今の数で何とかやれそうなのでしょうか。どのようにお考えか教えていただけたらと思います。

○庶務課長 数は、完全にご指摘のとおりずっと下がってきちゃっている状態でございます。いろいろ私どもも年度当初に新たに小学校入学される新1年生の保護者の皆さん、2年生に上がる保護者の皆さんに協力をお願いするという事でチラシの配布等をさせていただいて周知のほうへ努めておるところです。ただやはり一定の数を確保できないまま減少傾向になってしまっているというところから脱せられない状態。ただそこでもういきなり不足ということではなく、これ、この数いれば大丈夫だよというわけでもないところがその部分としてございます。やはりその状況に応じて、例えば危険、交通量が多いところの交差点で旗振りをしていただくとかですね、そういったところでポイントポイントで活動していただいている方は一定程度いらっしゃいますし、またそういった方に関しましてはボランティア表彰なんか、感謝状なんかを何か差し上げたりですとか、そういったところでの謝意を表すのと同時に、またそれが一つPRになればというところにつながっていらっしゃると思います。

また、ちょっと長くなりますけれども、ほかにも学校安全ボランティアじゃなくてもですね、例えば町会の活動の中でそういったことを地元でやっていただいている方ですとか、PTAの方でこの学校安全ボランティアに登録されていないんだけど活動していただいている方とかいろいろいらっしゃいます。そういった方々の実態を我々としても把握しながら、またこの学校安全ボランティアという事業で全てカバーしなきゃいけないわけではないんだよということも含めて、今後については対応を検討していきたいと考えているところでございます。

○神田委員 ありがとうございます。

なかなかボランティアを増やすのは難しいところかと思えます。ただ、安全面でどうしても必要なところは、別の制度でもいいですので、子供たちが安全に過ごせるように、またいろいろと工夫を続けていただきたいと思います。以上です。

○浦井教育長職務代理者 ほかに何かご質問ありませんか。

○川崎委員 意見なんですけども、2ページの家庭学習における情報化の推進というところの推進目標が端末の毎授業日の持ち帰りとなっていますけども、これ持って帰って持ってくるだけでは多分情報化ということではなくて、例えば連絡帳代わりに使われているとかそういうことを評価してあげないと、多分一部では重いのを持って帰って何も使わないままで学校に持って行くというようなご意見もあるので、評価基準を少し精査したらよろしいかなというふうには思います。

○教育改革担当課長 委員ご指摘のとおり、ただ単に持ち帰るだけではその意味がないというのはご指摘のそのとおりでございまして、本計画を策定しましたときにもやはりその端末を配備してまだまだその使用状況というのが十分でなかったという背景があって、ただ持ち帰ることのみを指示、教育委員会もそう指導し、実態が伴っていないような状況がございました。

現状のところでは、例えばその家庭での家庭学習でAIドリルを活用したりというようなどころも大分浸透してきておりまして、低学年についてはまだこの1、2年生というのは夏に向けてようやく使い始めて来た頃かなというところですけども、3年生以上につきましては委員ご指摘の連絡機能のほかにもそういった学習機能等についても利用が少し進み始めているというようなどころを評価しております。

引き続き、次回の指標策定に当たりましては、その指標については持ち帰りが基本となりますので、別の指標をもとに活用については成果を図ってまいりたいと考えております。

○浦井教育長職務代理者 私、一つよろしいですか。

2番の(1)計画事業の達成状況の表の、IVの15のところです。地域社会全体の教育力の向上というのが、やはり達成率が低いというか、半数以上の達成がゼロということで、同じ目標の持続可能な社会を創造する教育を展開するという前後の14と16にある学校園間の円滑な接続や連携の推進というのと自律的な学校園経営の推進というのはいずれもそれなりに目標を達成されているというふうに思います。もちろんまだできていないものもあるのだと思いますが、それなりにできているということで、この地域社会全体の教育力の向上というのは非常に大事なことだと思います。同時になかなか達成が難しいかなと思うような目標でもあるかなと思うのですが、質問の趣旨としては、もし分かれば何故に達成しにくい状況が何かあるのかということ。もし、今後達成しにくいということであれば、今後のこのアクションプランを考える中で少し角度を変えた形にするというのもありかと思ひまして、ちょっとそこをご質問させていただきたいと思ひました。

可能な限りで構いませんので、よろしくお願いいたします。

○教育改革担当課長 15の施策の方向につきましては、その達成状況が未達成というところで現在示されているところで、こちらについては委員ご指摘のとおり学校園としては進めていうところで、そこが学校連絡協議会等も含めまして日々連携については進めているところでございます。

ただ一方で、課題としましては、ここに示されたのは学校図書館ボランティアの活用や子供読書活動の推進、食に関わる地域との連携であるとか示されているところでございますし、共同社会の拠点としての学校への活用としては、学校開放であるとか、スポーツ広場等の利用というようなところが示されているところでございます。そういったところについては、ちょっとコロナの開けた影響というのも多少あるのかなとも思いますけれども、利用者が、スポーツ振興課のほうにつきましても熱中症とか十分な自然環境というか、その状況についても影響しているものかなというふうにも捉えているところでございます。

未達成の理由についても、そういったところが関連しているものと捉えられております。

施策としてはそういったところが示してあるんですけども、普段日頃からの学校園のお取り組みにつきましては非常に懇切丁寧に地域との連携を図っているものと認識をしております。

以上でございます。

○浦井教育長職務代理者 ありがとうございます。

今教えていただきましたとおり、コロナですとか熱中症のような環境が原因になっている部分が多いということで大変納得いたしました。引き続き、そういった中で大変だと思っておりますけれども、上がるような、達成できるような形で進めていただければと思うところです。よろしく願いいたします。

○教育改革担当課長 先ほど神田委員からご指摘ありました達成状況について確認させていただきましたのでご報告申し上げます。

私のほうから暫時上がっていると発言しましたけれども、訂正させていただきますと、令和5年度につきましては達成率が91.8%、令和6年度につきましては93.4%ということで、令和7年度、これからの見込みにつきましては、今回お示しした88.3%ということで下がっているというような状況になります。

こちらの状況につきましては精査が必要だと思っておりますけれども、未達成理由等の中にもありました働き方改革の取組の中で事業を停止したり統合したりというようなところの影響も多少あるかと考えているところでございます。

大変お詫びして訂正申し上げます。以上でございます。

○神田委員 ありがとうございます。

じゃあ精査をして、なるべく上がるようにということで工夫をお願いいたしたいと思っております。

○浦井教育長職務代理者 ほかに何かご質問はございませんか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○浦井教育長職務代理者 それでは、教育改革担当のウについては報告どおり了承願います。

4 その他

○浦井教育長職務代理者 その他、何かございますか。
よろしいでしょうか。

(なし)

○浦井教育長職務代理者 それでは、以上をもって本日予定された議事日程は全て終了いたしました。これをもちまして本日の定例会を閉じ、散会といたします。

午後2時42分 閉会